

2009年1月12日以降、米国への入国制度が変更になります

ビザ免除プログラム*を利用して、飛行機又は船で米国に入国するすべてのお客様に対して、搭乗または乗船する前に、電子渡航認証の取得が義務付けられます。事前にESTA(ESTA)の手続きをされていない場合には、航空機等への搭乗や入国が拒否されますので予めご了承の程、お願いいたします。

*ビザ免除プログラムとは:日本国籍の方が短期の商用や観光の目的で渡米する場合、有効なパスポート、往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持し、米国での滞在が90日以下であればビザは必要ないのですが、その代わりに、I-94Wという出入国カード(緑色)に記入をして頂くというものです。

米国を經由し、メキシコ・コスタリカ・エクアドル(ガラパゴス)・ホンジュラスなどの中南米へご旅行の際にも、ESTA(ESTA)の申請が必ず必要となります。往復とも米国入国するケースが多い関係上、復路の入国日にもご注意ください。2009年1月11日までに米国に入国されるお客様も任意で申請が可能です。



ESTA(ESTA)を申請してください ▶ <https://esta.cbp.dhs.gov/> から申請
日本語ページがあります ▶ 言語選択欄より「Japanese(日本語)」を選択し
申請内容を英語でご入力ください

申請時期 ▶ 出発の72時間前までに申請を提出

※なお、認証を拒否された方は米国大使館等から査証(ビザ)取得の必要があります。

申請料金 ▶ 現在は無料。 但し、将来的に有料になる可能性があります

※ESTAは申請日から2年間有効。パスポートの残存期限が2年未満の場合、有効期限まで

詳細は ▶ 以下のサイトにてご確認の程をお願いいたします。

[米国大使館WEBサイト/日本語] <http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

[ESTA申請サイトのヘルプ/日本語] https://esta.cbp.dhs.gov/esta/WebHelp/helpScreen_ja.htm



弊社での申請代行をご希望のお客様は、お早めにお知らせください。

申請に関する必要事項の確認のため、以下の書類をご用意いただき、弊社までFAX、Eメール又は郵送にてご返送をお願いいたします。

- **パスポートのコピー**(写真が貼ってあるページ)
- **ご質問状**(チェックマーク方式で、入力する際に必要な情報をお伺いします)

代行手数料 ▶ お一人様2,000円となります。

手数料は、旅行代金と併せて、お支払いください。

※ESTAは申請日から2年間有効。パスポートの残存期限が2年未満の場合、有効期限まで

もっと詳しくは… みんな go to the sea!

☎0120-37-5234

www.club-azul.com ✉tokyo@club-azul.com

東京・千葉・埼玉・神奈川県を除く
携帯・公衆電話を除く



クラブ・アズール

株式会社サン アンド アドベンチャー

千代田区猿樂町2-7-3 川崎パークビル6F (観光庁長官登録旅行業) 第1746号
☎(03) 3295-5076 ㊚(03) 3295-5083

米国へ出発されるお客さまへ 電子渡航認証システム(ESTA)の導入

米国への入国制度が変更になります。

2009年1月12日以降、米国の法律によりビザ免除プログラムを利用して飛行機または船で米国に渡航する全ての渡航者に対して、搭乗または乗船する前に電子渡航認証の取得が義務付けられます。

この電子渡航認証は米国への入国を保障するものではありません。

2009年1月12日以降、渡航前にESTAによる渡航認証の申請・取得を行っていないビザ免除プログラム渡航者は、搭乗または乗船を拒否されます。

米国への渡航が決まりましたら、早めにESTAを申請して下さい



<https://esta.cbp.dhs.gov/> のESTAウェブサイトログインし、オンライン申請書に英語で入力します。



国土安全保障省(DHS)は遅くとも出発の72時間前に申請を提出するよう勧めています。

ビザ免除プログラムは、米国国土安全保障省(DHS)により管理されており、日本など参加国の資格のある国民がビザを取得せずに、90日以下の商用または観光目的の滞在のために渡米できる制度です。ビザ免除プログラムおよびESTAに関する詳細は、www.cbp.gov/esta をご覧ください。

国土交通省 観光庁 日本旅行業協会 全国旅行業協会 定期航空協会